

# 士別！くらしねっと情報第383号 交通安全情報 85 (令和元年12月5日号)

## 12月1日施行 道路交通法改正

### ●運転中の携帯電話等利用に対する罰則が強化！

携帯電話使用等（保持）		通話（保持）、画像注視（保持）する行為	
改正前		改正後	
<b>罰則</b> 5万円以下の罰金		<b>罰則</b> 6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金	
<b>反則金</b>	大型車 7,000円 普通車 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円	<b>反則金</b>	大型車 25,000円 普通車 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円
<b>点数</b>	1点	<b>点数</b>	3点
携帯電話使用等（交通の危険）		通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為	
改正前		改正後	
<b>罰則</b> 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金		<b>罰則</b> 1年以下の懲役または30万円以下の罰金	
<b>反則金</b>	大型車 12,000円 普通車 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円	<b>反則金</b>	適用なし（反則金制度の対象外となり、 すべて罰則の対象に）
<b>点数</b>	2点	<b>点数</b>	6点（免許停止）

### ●運転免許証の再交付について

幅広い理由により再交付が可能に（記載事項の変更届を出したときなど）

### ●運転経歴証明書について

自主返納だけではなく失効した方も交付申請が可能に

士別市役所自治環境課内 士別市交通安全運動推進委員会事務局

士別市東6条4丁目 電話：23-3121（内線2229） F A X：23-4790

